

業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、佐賀県「行政の窓口」及び「受付」の管理運営等業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

委託業務名 佐賀県「行政の窓口」及び「受付」の管理運営等業務

2 業務内容は、別添仕様書及び本件委託業務に関するプロポーザルにおいて乙が提出した提案書（以下「仕様書等」という。）のほか、本契約書に定めるところによる。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和8年10月1日から令和10年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、
金 円（うち消費税額及び地方消費税額金 円を含む。）を乙に支払うものとする。

令和8年度の支払額 （うち消費税額及び地方消費税額）	金 円 （金 円）
令和9年度の支払額 （うち消費税額及び地方消費税額）	金 円 （金 円）

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息を付けない。

3 甲は、乙が委託業務を履行したときに、第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とし第1項の金額以上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは、契約保証金を免除する。

※契約保証金を免除する場合

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第■号の規定により免除する。

(委託料の請求及び支払)

第5条 委託料については、前金払で支払うことができるものとし、乙は、次の支払時期に、甲に委託料の支払を請求することができる。

委 託 期 間	支 払 時 期
4月～6月期	当該年度の4月
7月～9月期	当該年度の6月
10月～12月期	当該年度の10月
1月～3月期	当該年度の12月

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(施設設備・物品等)

第6条 乙は、仕様書に定めるところにより、甲の施設設備・物品等を使用することができる。

2 乙は、前項の施設設備・物品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

3 乙は、故意又は過失により第1項の施設設備・物品等が滅失若しくは毀損した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

4 甲は、前項の報告を受け、内容を確認の上、乙に対して、同等品を納めさせ、若しくは原状に復して返還させ、又は返還に代えて損害を賠償させることができる。

(損害賠償及び危険負担)

第7条 乙は、委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙の責任と負担において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合は、この限りではない。

(再委託の取扱)

第8条 乙は、委託業務の全部を第三者に一括して再委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせようとするときは、当該第三者に係る内容及び委託又は請負の目的及び範囲について、事前に書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、前項の申請をする場合は、当該第三者が本契約に基づく一切の義務を遵守し甲に対して責任を負担する旨の、乙及び当該第三者の連名による書面を添付しなければならない。

4 乙から再委託され、又は請け負った第三者は、再委託され、又は請け負った業務を

さらに他の第三者に再々委託し、又は請け負わせてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(契約変更)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議のうえこの契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(甲による契約の解除並びに違約金及び損害賠償)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 偽りその他不正の行為により受託者となったとき。
 - イ 提案公募に参加する者に必要な資格要件を満たさなくなったとき。
 - ウ 委託業務の実施に必要な資格要件を満たさなくなったとき。
 - エ この契約に従って委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
 - オ 前号に掲げる場合のほか、この契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
 - カ この契約の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこの契約の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - キ この契約の適正かつ確実な履行を確保するため甲が必要と認めた措置をとるべきことの指示に違反したとき。
- (2) 自己又は自社の役員等が、イ～キのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3) 乙の役員又は職員その他の委託業務に従事する者が、この契約の規定に違反して、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除される場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害を発生させたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙による契約の解除)

第12条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったと認められるときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(延滞利息)

第13条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了しない場合、また、第7条に定める損害賠償が生じた場合で、甲が定める日までに賠償金を支払わなかった場合には、乙は遅延日数に応じ、委託料に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を甲に支払わなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、支払いが遅延した場合には、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を甲に請求することができる。

(検査・確認)

第14条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、仕様書に定める相談カード、

集計表等の帳簿書類（以下「帳簿書類」という。）の提出を受けた後、必要な検査又は確認をすることができる。

- 2 乙は、前項に規定する検査又は確認が終了した後は、当該帳簿書類を善良な管理のもとに保管するものとし、甲はその保管状況等について、必要な検査又は確認をすることができる。
- 3 乙は、委託業務完了後は、速やかに帳簿書類を甲に引き渡すものとする。

（実地調査等）

第 15 条 甲は、前条に規定するもののほか、必要があると認めるときは、乙に委託業務の実施状況、委託料の使途その他この契約に関する事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（実績報告）

- 第 16 条 乙は、仕様書に定めるところにより実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その内容を審査するものとする。

（秘密の保持等）

- 第 17 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。
- 2 前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。
 - 3 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、仕様書に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第 18 条 乙は、委託業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、仕様書に定める「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（管理責任者等）

- 第 19 条 乙は、仕様書に定めるところにより、委託業務に従事する管理責任者、相談員及び案内員を定め、書面によりその氏名等を甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、管理責任者、相談員及び案内員を変更するときは、仕様書に定めるところにより、事前に書面によりその氏名等を甲に届け出なければならない。

（権利の帰属）

- 第 20 条 仕様書に定めるところにより乙が甲に引き渡すべき帳簿書類は、甲の所有とする。
- 2 帳簿書類の著作権は甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用

に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

- 3 乙が委託業務の実施のために作成した資料等の著作権は、甲に帰属する。ただし、乙が従前から保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
- 4 第1項の帳簿書類及び前項の資料等に、乙が従前から保有する知的財産権が含まれていた場合は、その権利は乙に留保されるが、甲は帳簿書類を利用するために必要な範囲において、この権利を無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- 5 乙は、この条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(指揮命令等)

第21条 乙は、委託業務に従事する管理責任者、相談員及び案内員に対する業務の遂行、労働時間、組織秩序の維持・確保等に関する指示等の管理を自ら行い、業務の処理について使用者としての労働関係法規上のすべての責任を負うものとする。

(情報提供等)

- 第22条 甲は、乙がこの契約を履行するために必要な甲の情報及び資料の提供に協力する。
- 2 乙は、前項の規定により提供された情報及び資料を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了後速やかに甲に返還しなければならない。ただし、書面により甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(契約締結の費用)

第23条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(紛争の解決方法)

第24条 この契約に関する一切の紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

- 第25条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。
- 2 前項の規定により、本契約の最終終了日前に本契約を解除した場合において、損害があるときは、乙はその損害について甲に対し請求することができる。なお、その金額については、甲乙協議して定める。

(補 則)

第 26 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
佐賀県政策部 広報広聴課長 金子 暖

乙